

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

知らなくちゃ! 税

第13号/2006年11月



金崎宮（敦賀市）

恋の宮と称され、恋愛祈願に多くの人達が訪れます。毎年春には花換まつりが開催され、桜の名所としても有名です。この神社から花換の小道というゆるやかな階段を登っていくと、延元元年(1336年)に尊良、恒良両親王を守護した新田義貞が足利軍と戦った古戦場の跡があります。

 発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.com>

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
社 敦賀法人会
敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所

資料提供

敦賀税務署
福井県嶺南振興局
敦賀市/美浜町/若狭町

この社会あなたの税がいきている



税を考える週間

あなたも税のこと、考えてみませんか。

11月11日(土)～17日(金)

〈テーマ〉 少子・高齢社会と税



国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

敦賀税務署、管内市町及び税務連絡協議会においても、税の意義や役割などについて考えていただくための情報を提供いたします。

税は私たちが健康で豊かな生活をするために、国や地方公共団体が行う活動の財源であり、私たちが社会で生活するための、いわば「会費」であるといえます。

その「会費」で支えられている私たちの社会は、少子・高齢化が著しいスピードで進んでおり、やがて3人に一人が65歳以上という超少子高齢社会が到来すると予測されています。

このような社会では、年金・医療などの社会保障費の増大が見込まれ、その財源となる税の役割はますます重要になります。

私たち一人ひとりが税の果たす役割を理解し、公的サービスと負担をどのように選択するかを含めて、税について真剣に考えていく必要があります。

《この社会あなたの税がいきっている》

— 主な行事 —

◎税の作品展

11月3日(金)～5日(日) 若狭町文化祭

11月11日(土)～12日(日) 美浜町産業祭

税に関する作品(書道、ポスター、作文など)を展示するほか、e-Taxに関する資料を備え付けてあります。

～ご来場をお待ちしています～

◎無料税務相談

11月7日(火) 13:00～16:00

あいあいプラザ(金沢国税局税務相談官)

11月13日(月) 10:00～12:00、13:00～15:00

敦賀市役所1階ロビー

(北陸税理士会敦賀支部)

～お気軽にご相談ください～

◎記念講演会

11月15日(水) 13:30～

サンピア敦賀「若狭の間」

講師 敦賀税務署長 柳谷内 健一 氏

テーマ 「税務行政の課題～環境変化への対応とe-Tax～」

◎ジャズコンサート(入場無料)

11月7日(火) 15:00～

(学)早翠学園「オーバル・ホール」

(市野々6-2-2 第二早翠幼稚園)

ギター 寺井 豊

ベース 中嶋 明彦

アルトサクソ 上野山雅司

◎税金教室

敦賀税務署管内の小・中・高校の児童・生徒を対象に、税務署や地方公共団体の職員のほか税務連絡協議会の会員が講師となって税金教室を開催します。

(開催予定校26校、開催回数29回)

申告も納税も、 パソコンで。

オンラインでらくらく。

e-Tax (国税電子申告・納税システム)

イータックスを
使えば、こんなことが
大変便利



1. **自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告ができます。**
所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。
2. **ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。**
金融機関の窓口には並ばずにすべての税目の納税ができ、回数の多い手続には大変便利です（特に源泉所得税の毎月納付分など）。
3. **申請・届出等ができます。**
青色申告の承認申請、納税地の異動届出、電子納税証明書の交付請求、法定調書の提出などができます。

イータックス
だからカンタン



1. **個人の方の場合、e-Taxの申告データを作成する際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。**
* 国税庁ホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp>です。
2. **e-Taxに対応した市販の財務会計ソフトを利用されている場合は、それを使って申告・納税用のデータを作成できます。**

「e-Tax」をご利用いただくための **3**つのステップ

全ての手続が
オンラインで
らくらく



Step 1

開始届出書を税務署に提出してください。
※インターネットを利用して提出ができます。

Step 2

税務署から利用者識別番号等の通知書と e-Taxソフトの
CD-ROMが送付されます。
(国税庁e-Taxホームページからダウンロードもできます。)

Step 3

e-Taxを利用する際に必要な電子証明書などを
登録していただきます。

(注) e-Taxをご利用の際には、事前に電子証明書の取得が必要となります。e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。また、電子証明書がICカードで発行される場合は、ICカードリーダーが必要となります。なお、電子証明書の具体的な取得方法及び費用につきましては、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。

もっと詳しい情報は
e-Taxホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp

◎「e-Tax」の最新情報やご利用にあたっての手続等について説明しています。

◎年末調整説明会の開催案内

開催者	開催日	時間	場所	対象者
敦賀税務署	11月22日(水)	午前10:00～12:00	プラザ萬象小ホール (敦賀市東洋町)	敦賀市の法人、官公庁
		午後 2:00～ 4:00		敦賀市の個人、美浜町
	11月28日(火)	午前10:00～12:00	三方公民館	若狭町

平成18年度

中学生の『税についての作品』入賞者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集しました。本年は、作文、書道、ポスター合わせて817点の作品応募があり、審査の結果、多くの作品が入賞しました。応募いただいた各中学校の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

○書道の部 (応募作品225点)

福井県知事賞……………田邊 里穂 (気比2年)
敦賀税務署長賞……………竹下 亜輝 (気比3年)

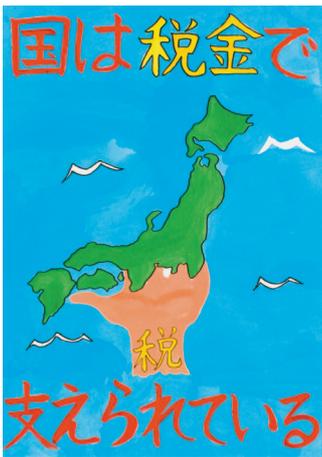
北陸納税貯蓄組合総連合会長賞…矢尾 祥子 (角鹿2年)
敦賀納税貯蓄組合連合会長賞…金山 嘉代 (栗野3年)

【優秀作品】



○ポスターの部 (応募作品6点)

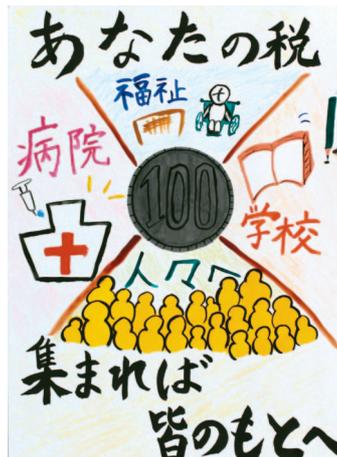
【優秀作品】



美浜町長賞
田邊 周子 (美浜3年)



北陸納税貯蓄組合総連合会長賞
中西 美納 (美浜1年)



敦賀納税貯蓄組合連合会長賞
網谷 華 (美浜3年)

今年も多数のご応募

ありがとうございました。

○中学生から817点「税についての作品」が寄せられました。

教えて、税のこと そうだ、税理士に聞こう!

税務代理・税務書類の
作成・税務相談は

正規の 税理士に



氏名	事務所住所	電話番号	氏名	事務所住所	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	25-2222	松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157
宗澤 一郎	敦賀市本町	23-2666	濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848
河野 精	敦賀市元町	25-2720	伊藤 信義	敦賀市神楽町	21-1333
森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770	辻 達博	敦賀市中央町	21-1355
田中 信幸	敦賀市新島	25-8585	中村 淳	敦賀市津内町	22-1343
渡辺 征二	敦賀市結城町	22-0019	本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855	加藤 智二	敦賀市本町	22-0157
安久 彰	敦賀市開町	23-0525	宗澤 一俊	敦賀市本町	23-2666
西山 了信	敦賀市谷口	22-4226	森口 春幸	敦賀市原(木崎)	20-0116
橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215	橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215
山本 美一	敦賀市金ヶ崎町	23-2825	古坂 貴司	若狭町飯屋	62-2218
山形 晃	敦賀市三島	22-2511	大道 永行	敦賀市若葉町	22-5255

○作文の部 (応募作品586点)

全国納税貯蓄組合連合会長賞…中山 由菜 (栗野 3年)
 敦賀税務署長賞…川越 晴奈 (松陵 3年)
 敦賀税務署長賞…高崎 駿 (松陵 3年)
 敦賀市長賞…塚田 隆義 (気比 1年)
 北陸納税貯蓄組合総連合会長賞…上原 優花 (気比 3年)
 福井県納税貯蓄組合総連合会長賞…加畑 美穂 (栗野 3年)
 敦賀納税貯蓄組合連合会長賞…林 亜希子 (栗野 1年)

敦賀納税貯蓄組合連合会長賞…中谷 光騎 (栗野 3年)
 敦賀青色申告会長賞…谷本 健太 (松陵 3年)
 敦賀青色申告会長賞…宮本 和輝 (栗野 1年)
 (社)敦賀法人会長賞…磯見 梨紗 (栗野 2年)
 (社)敦賀法人会長賞…藺田 翔平 (気比 2年)
 敦賀間税会長賞…竹中恵理子 (気比 3年)
 敦賀間税会長賞…山岸万里菜 (気比 1年)

【優秀作品】

私たちの税金

栗野中3年 中山由菜

私は、毎日といっていいほど消費税という一番身近な税金を払っていましたが、全く興味がありませんでした。しかし、最近になってニュースで消費税の引き上げや、国会議員が税金の無駄使いをしていたなど耳にしたので、興味をもつようになりました。

私が疑問に思ったことは、なぜ国民が納めた税金で不正を行ったり、税金を払わない「脱税」をしたりするのでしょうか、ということです。私はきちんと払っている人がたくさんいるのに、払わない人が一人でもいることは不公平だと思います。おそらく払わなかったり不正をしたりする人は自分も国民の一人だということを忘れ、自分の損得だけを考えているのでしょう。そして、そのような人が増えているからこそ今こうしてニュースになっているのだと思います。

そんな人々をこれから増やさないため、そして少しでも多く減らしていくためには、まず一人一人が税金の使い道を詳しく知ることが必要であると思います。理由は税金は自分達のために使うお金なので、どのように使われているかを知れば、税金を払うことに納得がいくと思うからです。

しかし、どのように使われているかを知ることができても、不正をして税金を無駄使いする人が消えない限り払わない人はいなくならないと思います。私は税金を払

うことは選挙より身近な国の政治に参加できる手段であり、日本国民が同じことを一緒にする「最も大きな協同作業」であると思います。私たち子どもにはまだ参政権はありませんが、税金という形で政治に参加できているのだと思いますと、少し誇らしい気持ちになります。

私がニュースを見て思うことがもう一つあります。子どもは参政権がありませんが消費税という税金で政治に参加しています。それは万引きなど物をとったりしない限り不正をすることはありません。しかし大人は参政権という権利を使い国会議員や住んでいる都道府県の議員になり、不正をする人がいます。子どもはしっかり税金を払っていますが、大人はその税金を無駄使いしたり、不正をしたりする人がいるというのは、不公平だと思います。それどころか折角持っている参政権でさえ使わずに、政治に参加しようとすらしていない大人もいます。税金をしっかり払っている子どもにはその権利がないのに、不正をしたり、政治に参加しない大人がその権利を持つことはおかしいと思います。

私は日本という国は国民一人一人が支え合っていて国だと思っています。なので一人がそれをやめてしまえばみんなの負担が大きくなってしまいます。税金もその一つであると思います。税金は目に見えるお金ですが、信頼は目には見えません。不正をする人はその信頼を失っていると思います。私は税金を払うことは信頼を築くことだと思いました。

敦賀間税会

“公営事業部会発足式 & e-Tax利用推進宣言”

11月1日

敦賀間税会では、消費税の納税義務者である地方公共団体の特別会計や事業会計等の担当者が、継続的な研修等を受講し、適正な申告と納税を推進するため公営事業部会を設立します。

なお、この機会に「e-Tax」の普及拡大に向けての理解を深めるため、e-Tax利用推進宣言を行います。

学童校外税金教室を開催

「税を考える週間」に先立ち10月13日咸新小学校6年生を敦賀税務署、敦賀税関支署及び敦賀港見学に、また、11月24日には、赤崎小学校6年生を敦賀税務署に招いて税金教室を開催し、税金の使い道などを学んでもらいます。

敦賀商工会議所

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー研修会」

日時 11月20日(月)午後1時30分～午後3時30分
11月21日(火) //

場所 敦賀商工会館 2階会議室

講師 敦賀税務署職員

定員 各10名 合計20名(先着順)

内容 パソコンを使って実際に入力していただきます
◇青色申告決算書・収支内訳書の作成
◇所得税の確定申告書の作成
◇消費税等確定申告書の作成
◇e-Taxについて
※パソコン借入代として実費1,000円が必要です。

主催/敦賀商工会議所 共催/敦賀青色申告会

お問い合わせ先:敦賀商工会議所 中小企業相談所まで
(神楽町2-1-4 TEL22-2611)

高校生の作文 462点の税に関する高校生の作文が寄せられました。

入賞者

佐野 文香 (美方1年)

内藤 七恵 (美方1年)

橋本 真理 (敦賀気比2年)

租税教育推進校署長表彰校

学校法人嶺南学園敦賀気比高等学校

税の必要

美方高校1年1ホーム 佐野文香

私が税の重要さに気付いたのは中学校三年生の時だった。私は学校から帰ってくるとすぐに四十度以上の熱を出してしまい、国立病院に行った。検査を受けると、肺炎であることが分かり、その日から急遽入院することになった。

入院していたのは、ほんの一週間足らずだったが、それでも一週間も病院にいたのだから、私からすれば相当の大金を入院費として支払わなければならないのだろう…。普通の時でさえ、母はお金が足りない、生活のやりくりが大変だ、と言っているのに、この入院費を払えるのだろうか…。と心配になった。

退院の日、私は本当に入院費のことが気になっていたのに支払いについて行くことにした。入院費は安いということもなかったが、それでも私の思っていた額の半分程の値段だった。

私は、なぜ一週間の入院費がなぜその額なのか気になったので、母に

「思ってたより安かったなあ。なんで、そんな安いん？」と尋ねると、

「そりゃあ、保険も払っとるし、それに国立病院やからなあ。」

と答えた。その答えに納得のいかなかった私は、もう一度

「なんで、国立病院やと安いん？」

と尋ねると、

「国立病院は国が建てとるからなあ。国のみんなからもらったお金で建てとるから国立病院は何でも安いんやで。」

と教えてくれた。

その後も、私は何度か国立病院に通ったが、診察料も薬代もなくて、自分のお金だけでも病院に通える程だった。

この体験をしてから、私は、税とは重要なものであると実感した。この時私は税により大きな負担から逃れることが出来た。そして、もしかしたら、私の納めた消費税という税もまた、どこかで誰かの役に立っているのかもしれない。こういった「公助」の関係を築く上で、税はなくてはならないものと言えるだろう。

しかし、税にも様々な問題がある。その中でも、私が注目すべきだと思う問題は「少子高齢化問題」だ。

まず、高齢化が進むことによって、「働き手が減る」、「介護サービ

スを必要とする人が増え、施設の建設が必要となる」などの問題が出てくる。

そして、少子化が進むことによって、「働き手が減る」、「親などの介護を請け負う人がいなくなる」などの問題が出てくる。

この2つの問題を合わせて考えると、「働き手が減り、税による歳入が減る。しかし、介護サービスや介護施設を必要とする人は増え続け、それを支える人は減り続ける」ということになる。この問題はつまり、国や国民の生活が立ち行かなくなる、ということを示している。

この問題はどうしたら解決することが出来るだろうか…。と考えたとき、私は外国の税対策を見習うのが良いのではないかと思った。

北欧の国、スウェーデンでは介護サービスや施設がとても充実しているという。

そこでスウェーデンの税政策を調べてみると、なんとスウェーデンの消費税の税率は25パーセントであった。日本の消費税の5倍にもおよぶ税率の高さだ。

しかし、スウェーデンの国民は

「自分のためにはならなくても、他の誰かの役に立てばいい。」

と思っているらしい。日本の国民と全く反対の考えをもっている、と私は思った。

日本が、少子高齢化によって起こるであろう税金問題への対策として税率を引き上げることは必要になってくるだろう。しかし、今の日本で税率を引き上げれば、大勢の国民から反感を買うだろう。そして、少しでもその反感を無くすためには、国民が税について深く理解することと、政府が国民が税を納めやすいような経済社会を創ることが大切だと思う。

税率を引き上げれば、もちろん人々の生活は今まで以上に厳しいものになるだろう。しかし、今ちょっとだけ楽をして、後で苦しい思いをするよりは、今ちょっとだけ苦しい思いをして、後で楽をする方が良いと思う。

そして、「公助」の関係が成り立った、豊かな国になれば良いと思う。

そのために税は必要なのだ。

19年から「個人住民税」が変わります。

Q どうして変わるの？

A 地方自治体が、住民にとって真に必要なサービスを効率的に行えるよう、国税である「所得税」の一部（3兆円規模）を地方税である「個人住民税」へ移す（税源移譲）こととなったためです。

Q どう変わるの？

A 個人住民税には、所得に応じて負担する「所得割」と、一定額を負担する「均等割」があります。この所得割の税率が現在の3段階（5、10、13%）から一律10%に変わります。

Q 税負担は増えるの？ 減るの？

A 税源移譲では個人住民税と所得税の合計負担額は変わりません。しかしながら、19年度は定率減税の廃止等で増額します。

●夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前（単位 円）			→	税源移譲後（単位 円）			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円	0円
1,000万円	688,000円	442,000円	1,130,000円		590,500円	539,500円	1,130,000円	0円

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

3つのポイント	1	税源移譲では負担額の総額は変わりません。 多くの場合、個人住民税は増加しますが、所得税が減少し、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられますので、「個人住民税+所得税」を合わせた負担額は変わりません。
	2	19年度はこのほかに税負担の増加があります。 19年度の個人住民税では、定率減税の廃止、65歳以上の者の経過措置の縮減にて増額があります。
	3	影響がでる時期にズレが生じます。 例えば事業所得者の場合では、個人住民税の増加は19年6月から、所得税の減少は20年3月の確定申告からとなります。

～嶺南振興局税務部からのお知らせ～

今回は、県税の中で、県民のみなさまによりなじみのある自動車税についてのお知らせです。まず、自動車税とは、原則として毎年4月1日現在の自動車の所有者にかかる税金です。対象となるのは、乗用車、トラックなどで、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車および大型特殊自動車は除かれています。以下に県民のみなさまからよくあるご質問をまとめました。

Q 壊れて動かない自動車を持っていますが、どうしたらよいですか？

A すぐに抹消の登録をしましょう。翌月から翌年3月までの自動車税を納入済みの方は、原則として月割りで還付されます。車検切れで使用しなくなったときや解体したときも同じです。

Q 引越をしました。何か手続きが必要ですか？

A 必ず運輸支局で住所登録の変更をしましょう。たとえ住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られてしまいます。（詳細は、運輸支局にお問合せ下さい）

Q 私は身体に障害がありますが、自動車税の減免や軽減はあるのでしょうか？

A 一定以上の障害のある人のために使用される等の要件に該当する自動車については、毎年納期限（5月31日）までに申請することにより自動車税の減税が受けられます。

◎その他の詳細、ご不明な点は下記までご連絡下さい

嶺南振興局二州税務部（0770-22-0053） 嶺南振興局若狭税務部（0770-56-2223）

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日です。納期内に納付しましょう。

飲酒運転追放

キャンペーン実施中!!

飲酒運転による悲惨な交通事故が多発し、全国的に社会問題化している現況を踏まえて、秋の交通安全週間を契機に、従前よりさらに強力な啓発活動を推進しております。

敦賀小売酒販組合では、全組合員の配達車や店頭等に「飲酒運転追放」のステッカーを貼付し、飲酒運転の追放を訴えております。

酒類を販売する立場として飲酒運転の未然防止に全力を注ぎ、社会的責任を果たしたいと考えております。

消費者の皆様方には、適正飲酒をお願いし、特に車を運転なさる方は『お酒を飲んで車を凶器にしない』よう強く要望いたします。

敦賀小売酒販組合

消費税期限内納付 推進運動 実施中

- 消費税はお客様からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務があります。

- 消費税には申告・納付期限があります。
- 申告・納税にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

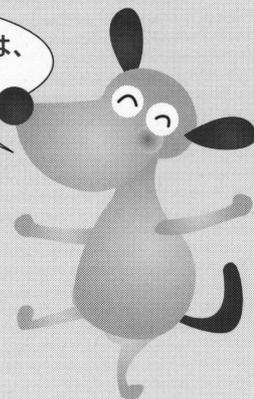
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告のほか、直前の消費税の年税額に応じて中間申告が必要になります。

直前の消費税の年税額	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※地方消費税は含まれません。



消費税の申告対象の方は、
期限内納付を忘れずに。



社団法人 敦賀法人会